令和3年第2回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和3年2月19日(金) 16時30分開会 17時40分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長職務代理者 古賀清彦

委 員 廣田敬子

委 員 仁田千都子

委員 山本 淳

4. 会議に出席した職員

教育長 勝本真二

教育次長 山本昭彦

理事(兼学校教育課長) 金﨑良一

教育総務課長 宮司裕子

生涯学習課長 北野靖之

教育総務課 課長補佐 峰 修子

学校教育課 課長補佐 木須美樹

学校教育課 指導主事 中原 忍

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

- (1) 議案第37号 長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する規則について
- (2) 議案第38号 長与町教育情報セキュリティーポリシーの改訂 について

日程第4 その他

閉会

議事録

○山本教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回定例教育委員会を開催いたします。

初めに勝本教育長より挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

改めましてこんにちは。委員の皆様におかれましては御多用の中御出席いただきましてありがとうございます。

つい昨日は、本当に急な雪で、子どもたちは元気よく登校してくれたんですが、職員の中には、やはりどうしても交通機関の遮断の関係で若干遅れた先生方もいたようです。先程の話の中で、委員さんの中にも大変御苦労された方もあったと聞いております。

コロナの感染症においては、一昨日から医療従事者への接種が始まり、感染者数も若干減りつつあって、いい方向に行きつつあるんですが、新しい生活様式を徹底して、子どもたちに感染者が出ないように頑張っていかなければいけないと思っておりますので、今後とも御支援、御協力の程お願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが開会に当たっての挨拶とお願いといたします。

○山本教育次長

ありがとうございました。

それでは、次に、1月22日に開催いたしました教育委員会の会議録につきまして御承認をお願いしたいと思います。

御承認いただけますでしょうか。

○教育委員

はい。

○山本教育次長

ありがとうございます。

続きまして、次第の4の報告に移ります。

まず教育行政でございます。1ページをお願いいたします。

初めに教育総務課です。

1月28日に長崎県町村教育長会第2回協議会、それから2月15日に全 国町村教育長会常任理事会がウェブ会議で開かれております。

2月19日、本日でございますが、地区別教育長会が長崎市の方で開催され、教育長が出席をされております。

続いて学校教育課です。

2月12日の町内校長会におきまして、新型コロナウイルス感染症への対応、GIGAスクールへ構想における校内体制の準備などについて、情報共有を図っております。

それから17日に副校長会・教頭会を開催しております。

次に、生涯学習課です。

2月6日に町子連作品コンクール表彰式を行っております。

新型コロナウイルスの影響で、町子連の行事が中止となる中、「広げよう子ども会の輪」をテーマに絵画と標語を募集し、絵画部門23点、標語部門24点が集まっております。

その中から、それぞれ最優秀賞1名、優秀賞2名、入選8名を選考いたしまして表彰を行いました。

表彰作品等につきましては、1階のロビーで展示をしておりますので、ご 覧いただければと思います。

2月15日、文化振興審議会、それから社会教育推進指導委員会を、19 日には、図書館協議会を開催し、令和2年度の事業経過報告、そして令和3 年度の運営方針、活動計画について協議をいたしました。

以上が教育行政でございます。

次に、学校事故、委任事項の報告でございますけども、学校事故の報告、 そして委任事項は共にございません。

以上で報告を終わります。

これまでで御質問等ございませんでしょうか。

ないということであれば、次第5の議事に移りたいと思います。

議事の進行を勝本教育長にお願いいたします。

○勝本教育長

議案第1号 長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

○山本教育次長

議案第1号 長与町立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

本議案は、校区選択制廃止に伴い、長与町立学校通学区域検討委員会の答申を踏まえ、学校区の一部を変更するために所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○金﨑理事

それでは、詳細を説明させていただきます。

まず、議案書の中身を説明する前に、これまでの経過とおおよその内容について、お知らせをしたいと思います。

こちらをご覧ください。座って失礼いたします。

まず、長与町立学校通学区域検討委員会の答申が出されました。

これにつきましては、以前御紹介いたしましたが、令和8年度の入学生から順次、年度送りで実施していくということで、まず1点目が、緑ヶ丘自治会を、現在の校区の洗切小から長与小の校区に、そして、西高田の現在の高

田小の選択校区になっている南小を高田小に、同じく東高田の高田小選択校 区になっている南小を高田小に、そして長与南小校区全域を長与第二中学校、 これは、令和8年度からの順送りですので令和14年度以降ということで、 答申が出されております。

この答申の説明に、地域コミュニティ協議会、いわゆるコミュニティ、5つのコミュニティに連絡を差し上げて、そのうちの4つの自治会が説明をしてほしいということでしたので、4つに出かけております。

また、その中で、今現在、一部選択制となっている自治会の中で4つの自治会でこれについて説明をいただきたいということでしたので、4つの自治会に出向いて行って、説明と意見聴取を行いました。

具体的に4つの自治会は、緑ヶ丘自治会、辻後自治会、井手本自治会、そして池山自治会。この4自治会に説明をいたしました。

その中で、様々な御意見をいただいたんですが、この改正のために必要な ところを要約いたしますと、緑ヶ丘自治会については、洗切小校区そのまま にしてもらえませんかということでした。

根拠は、もともと洗切小学校の校区としてスタートしたところで、洗切小学校を選択したいということで、住宅を購入した方もいらっしゃるので、そうしてもらえませんかという御意見がありました。

2つ目が、兄弟姉妹が異なる学校に通うことがないようにしていただきたいということでした。

急に年度がそこまでとなって、切り替わりがないよう、つまり、そこの選択ができる幅をとってほしいということでした。

そこで、今回、長与町立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する 規則をここで上程をさせていただきますが、概要としましては、ここに加え たものがございます。

一つは、緑ヶ丘の洗切小から長与小にというのは変わりませんが、ここに、 選択制を廃止とはいたしましたが、洗切小学校を選択可能とするということ で、解釈を変えるという点で、この中に表現をさせていただいております。

もう一度繰り返しますが、緑ヶ丘自治会は、校区の元は洗切小ですが、これを、長与小をベースといたします。

ただし、ここに住んでいらっしゃる方で洗切小に行きたいと選択した場合 はそれを可能とするということを表現したものが、1点目です。

2点目の西高田、東高田については、変更はございません。

3点目です、長与南小校区全域を長与第二中学校に令和14年度以降にするということによって、13年度までの入学生と14年度までの入学生で、 兄弟で通う学校が異なるということが生じてまいります。 小学校は、現在選択ができますので、令和8年度からですから、そこで御家庭の方でお考えいただければ兄弟姉妹が異なる学校に通うことがないようにすることは可能です。

しかしながら、令和14年で切ってしまうと、可能にはなりませんので、 その点で、令和4年度から令和13年度まで、指定変更可能としたいという ことでの提案をさせていただきたいと思います。

これは、もう少し説明を平たく言いますと、南小学校校区から高田中学校に通っている中学生の校区を、第二中学校に選択しても構いませんよというのを、令和4年から令和13年まで行うということで、それがまた令和14年度にそのままスライドしてまいりますので、ここで、兄弟姉妹が異なる学校に通うことがないということが実現できるかと思っています。そういう点で、ここを表現したものがこれから提案する内容になるということで、概要の説明を終わらせていただきたいと思います。

それでは、内容に入ります。3ページをお開きください。

まず、規則を改正する規則ですが、第1条の改正ですけど、第1条の一部を次のように改正するということで、第5条の第1項中の「保護者が、近い」を「保護者が近い」と改めて、「、町内」を「町内」に改めるということ、これも字句の修正でございます。

また、先程お話をいたしましたところですが、4のところに起こしまして、令和4年度から令和13年度までに入学し、又は転入学する第2条及び第3条の規定により、中学校の指定を受けた生徒のうち、長与南小校区内における西高田、東高田、南陽台及びフォーレツインキャッスルの行政区内で教育委員会が定める区域に居住し、長与南小学校を卒業した場合における指定中学校が高田中学校であるものについては、長与第二中学校への指定の変更を申し出ることができるということで、先程の1番下の③に当たるところをそこに表現をいたしました。

5ですが、教育委員会は前項の規定による申し出があった場合は、第5条第1項第7号に該当するものとして、当該申し出を許可することができるものとするとしております。ここは選択ができるものです。

そして、別表第1を次のように改めるということで、長与小、洗切小、高田小、長与北小、長与南小校区というところを改めるところ、そして、第2条では中学校の校区を長与中学校の校区、長与第二中学校の校区、高田中学校の校区を、それぞれ小学校ごとの区域にするということでしている内容でございます。

5ページ6ページにつきましては、その内容の新旧対照表がございます。 8ページ、9ページにつきましては、その規則について、校区割りも含めた 改正案を掲載しているところでございます。提案は以上でございます。

○勝本教育長

議案第1号の説明がありましたが、質疑等はございませんか。ちょっと時間をとります。

○山本委員

御説明ありがとうございました。

兄弟がいらっしゃる御家族で、校区が変わることはやめた方がいいかなっていうのは私もそこはわかるんですけども、緑ヶ丘自治会に限って、洗切小学校をベースにして、長与小を選択できるというところが、そもそもの今回の通学区域の一部改正する規則の改定というのが、目的がまず何だったかっていうのをもう一度教えていただきたいというのと、あと、緑ヶ丘がそういうことで許された場合に、西高田と東高田も南小に今現在通っている子も多いので、そうしている方々が西高田、東高田に引っ越して同じように考えることもあるんじゃないかなと思うんですけど。そのあたり、ちょっと御意見をお伺いしたいのですが。

○金﨑理事

はい、まず目的について説明いたします。

目的につきましては、地域を挙げて学校を支えるという学校運営協議会、 通称コミュニティスクールと申しますが、国の方から、そのような学校づく りということが出てまいりましたので、地域を挙げて支えることができるよ うな校区割りをしたいというのが、目的です。

そのためには、委員さん御承知のとおり、自治会というのは非常に大きな存在でございまして、その自治会を割らずに、学校に通わせたいということが、その方法論でございます。それがスタートでした。

先程御指摘がありました、この緑ヶ丘地域ですけども、元々三根郷で開発をされた時には洗切小学校の校区として開発をされております。

その後、長与小学校も選択できるということで入られた方がいらっしゃいまして、実は洗切小に通わせたいという方と、長与小に通わせたいという方が混在している自治会であることが、いろんな聞き取りによってもわかりました。

ただし、長与小学校にするということは、この後、中学校へ通う通学路の安全であるとか、あるいは現在90%以上の児童が長与小学校に通っておりますので、令和8年度に生まれたお子さん方が今のところ6名だったと思いますが、6名のお子さんが、提案では長与小に通うことにしておりますが、そこが洗切小学校に通えるようにということで歴史的背景をまだ残さなければならないのかなと思っております。聞き取りの中では、現在、洗切小に通

わせたいと思ってらっしゃる方で今年度生まれたお子さんがいらして、その 上の兄姉は洗切小に通わせると説明会の中で言われました。

そうすると、上の子とは異なる学校に通うことになるので一緒に通わせるようにできないかということもありまして、やっぱり元はどうだったかということがございましたので、そこのところを生かしたところです。

実は、このような区割りのところが、選択は別にしまして、同じ自治会で 元から二つに分かれている自治会がございました。

それはですね、池山の自治会で池山自治会が、元から南小と長与小に川を挟んで分かれているところでございます。

それを一緒にするかしないかという議論も、この自治会の意見交換となって出てきたんですが、自治会としては、結果的に、統一するのか分けるのかっていうことが、もう一本にまとめることができないというお話もありまして、そこは元々あった校区ということで、この選択制が始まる平成14年の時に戻したような形になっておりますが、今の校区割りと全く同じです。

さらに西高田、東高田につきましても、元から、例えば西高田は長与小校 区と高田小校区に平成14年時に分かれておりましたので、そこを元に戻し たという形がこの形になります。

それを選択できるようにするということについてはですね、それも受け付ける状況ではないかなと思っております。

つまり平成14年に戻したいというところですが、戻らないのがここだけなので、緑ヶ丘自治会だけ戻ってないので、だからここは可能にするというところでの案をつくっておかないと折り合いがつかないかなと思いまして、提案をしているところです。

ただし、通う方がこの後どういう動向になるかということはここでは読めないところですので、そこでですね、読みというのはお話としては控えさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○勝本教育長

説明で山本委員、よろしいですか。

○山本委員

ちょっとこう、よくわからない部分というか、緑ヶ丘に関しては、選択ができますよっていうのが残りますよというところで理解したんですけど、今後、令和8年度からの入学生でどういう状況になるかによって、それ以降またコミュニティスクールの方の活動のこともあるでしょうから、そこの運営の状況とか、それによってまた議論をしていくっていう形になるっていうことでいいんでしょうか。

○金﨑理事

今のお話は令和8年度以降このような校区割りをしてコミュニティスクールの有り様とかで、この校区割りが変わっていく可能性があるか、それを含んでいるんではないですかっていうお話かなと思っておりますが、可能性が全くないとは言い切れないと思います。

しかしながら、コミュニティスクールと、コミュニティが、ここで説明した地域コミュニティと学校運営協議会と言われるコミュニティスクールが一致してないということが前提なんです。

地域コミュニティは小学校区をベースにあっていますっていう説明が町内の中ではあっているんですけども、ただし、たくさんの例外があっております。

まずは、高田コミュニティにつきましては、昭和40年の後半に、高田コミュニティがつくられております。

これは総務省からの提案事業の、多分国の1番最初の事業のところに手を 挙げてされたところで、そのときに高田郷すべてがコミュニティとして手を 挙げていらっしゃってこれが長与町のコミュニティのスタートだったという ふうに記録がされていると思います。

その後に高田コミュニティを参考にして、平成17年に他の4つのコミュニティができています。

そこで、南小学校の校区にある下高田とか日当野とかは高田コミュニティなんですけど、校区は南小の校区であることは御承知かなと思っていますが、ずれたところが出てきています。

したがいまして、コミュニティと学校運営協議会は校区が一致してないところというのが、幾つか存在をしまして、そこのところで、説明に行った時に、緑ヶ丘は洗切小学校で、上長与コミュニティだったのに、長与中央コミュニティに入るようになるのではないかとか、そういう色々なお話があって、さまざま議論が混在をしていまして、教育委員会の所管ではないところがですね。今のような話っていうのは、幾つも出るような要素はあるんです。

要素があるので、そういう要素はありつつも、令和8年度から、一旦決めたことについては、これをぶらさずに、やっぱりしばらくはこれで実施していくということが必要かなと思っております。

ですので、可能性がゼロではないんですけど、すごく多くのことを大きく変えることは、兄弟姉妹も変わりますし、安全の面の配慮もありますので、変えずにやっていく方が賢明ではないかと思っています。

ただし、必要があれば変えるということは、可能性は残しておくというふうに思いますが、これに至るまでに、令和8年に至るまでに、まだスタート

もしてないところから変えるということはどうかなと思います。

本日決めていただくことになるかと思いますけども、このことが、令和8年度からのスタートに、これだけ期間を取ることの方が重要ですので、今回 決めていただいたらいいかと思います。

いつでも、たくさん変わるという可能性は残さない方がいいというふうに提案者としては考えております。

以上です。

○山本委員

わかりました。ありがとうございました。

○廣田委員

すいません、御丁寧に説明いただいてありがとうございます。

私が考えるには、自治会と地域コミュニティと、コミュニティスクールを 同等に考えると、とても大変なことになるんじゃないかなと思います。

それは、最近、自治会に加入しない方が多くなってきていますので、地域 コミュニティの崩壊危機があるようなところもございます。

ですから、私は今、いろんなところに御配慮いただいて、できるだけ子供たち、保護者が心配のないような校区割りをこれからやっていかれようとしているのは、とてもありがたいことだと思います。

その中で、自治会のことが、大きくなると、とても収拾つかなくなりますので、私が以前勤めていた時に、校区の変更がありましたが、その時も大変色々な御意見があって、まとめられるのが大変だったとお聞きしておりますので、どこまでを言っていいものか、どこからきちんと行政として、そこは切らないといけないって言うかを、きちっとこれで決まりですからやらないといけないのかっていうところが、大変でいらっしゃると思います。御苦労ですが、どうぞよろしくお願いします。

○勝本教育長

他の委員さん方から何かございませんか。

○金﨑理事

この年次で送っていくのが、どんな姿になるのかというのがちょっとわかりにくいのかもしれないなと思います。

これは、3月に提案をするために、今整えている要綱の一部なんですが、 資料として、お渡しをしたいと思います。

資料は最後に回収させていただきたいのですが、令和3年までと令和4年から7年まで、つまりこれが始まるまで、そして、令和8年9年10年から16年までの目標を一覧表にしたものですね、すべてこれ、お手元に横に並べていただくと。

こんなに変わっていくのかなっていうのがわかりやすいかもしれませんけども、これを配付させていただいてよろしいですか。

○勝本教育長

はい。

○金﨑理事

では、3枚目を取っていただきまして、令和3年度まで、つまり来年度までです。それをスタートとしまして、左に置いていただいて、その次に令和4年、ここにあります中学校の選択がスタートするところです。

それを並べていただくと、高田中の校区のところが、高田小と一致すると ころが出てくることが見えるかなと思います。

高田中の幅が今、令和3年は長与南小の途中のところになっていますが、 選択によって、高田中学校は選択可のところが高田中学校が高田小と一致す るというところが出てきますね。

そういう見方でよろしいですか。

令和8年度になりまして小学校1年生がここで提案したような校区になりますので、左の方で小学校指定校のところで小学校1年生というところが、 校区割が出てまいります。

中学校はこのときもずっと選択ができるようなところです。

そして、令和9年になりますと、小学校の1、2年生が左側に来ます。そして3年生から6年生、令和10年になりまして、1年生から3年生と4年生から6年生に分かれます。

随分長くなってきますが今度は令和11年度になりまして、小学校の1年生から4年生そして小学校の5年生6年生というふうに分かれていきながら、令和12年で5年生までが選択制なしのもの、そして、令和13年度になりまして小学校の移行が完成いたします。

今度は、令和14年度になりまして、中学校の1年生の校区割が小学校区と中学校区が一致します。

その次に令和15年度になりまして、中学校区が1、2年生が小学校区と一致し、そして令和16年でこれがすべて完了する。このような推移をたどっていくような状況で随分先の話になるんですけども、これを順送りに今年度生まれた子供たちから行っていくというところです。

以上でございます。

○勝本教育長

いかがでしょうか。

これまで、自治会の方とか子供会の報告から、例えば緑ヶ丘とか池山の方からの話はあって、少しでもいい方向に向けようということで、部分的に修

正をしていると。今からもまた、団地開発によって先程も出ているように、 高田南あたりが出てくると、また少し変わってくるかもしれないと。

保護者とか子供たち、自治会あたりにとっては子育てがうまくいくような、校区割りは若干ずつ、やっぱり修正できるところは、修正していこうかと、そういう意味で、これが完璧な状態ではないと、また少しずつを問題が出てきたら少し修正していい方向に持っていこうという状態でありますので、一応現時点では、少し改善されるんじゃなかろうかということで提案をさせていただいております。よろしいでしょうか。ご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら承認ということで、よろしいですかね。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

では、承認と認めます。

続きまして、議案第2号に移らせてもらってよろしいでしょうか。

議案第2号 長与町教育情報セキュリティーポリシーの改定についての提 案理由の説明を求めます。

○山本次長

それでは、議案第2号 長与町教育情報セキュリティーポリシーの改定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、GIGA スクール構想に伴いまして、クラウドを利用するにあたり、現行の長与町教育情報セキュリティーポリシーにクラウドサービスの利用に関する記述について追加をいたしまして、所要の改定を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長の方より、説明をさせます。

○金﨑理事

それでは、お手元に長与町教育情報セキュリティーポリシー第2版がございますでしょうか。

これをですね、1ページめくっていただきまして改訂の履歴を見ていただきたいのですが、まずは初版が平成31年の3月です。

これは校務支援システム導入のために、初版をつくりました。

そして、第2版が、先程、次長からお話がありましたクラウドサービス利用のためということで、それに関するものの追記をしました内容でございます。

この中でも、非常にわかりにくい言葉で、片仮名ばっかり出てまいりますので、後程ですね、その片仮名について御質問をしていただければ、わかる 範囲でお答えをさせていただきたいと思います。 それではですね、4ページをご覧いただきたいと思います。

クラウドサービスの利用手順の策定というのがございますが、情報システムの高度化、効率化の理由から、今後のクラウドサービスの利用の拡大が見込まれます。クラウドサービスの利用に当たってクラウドバイデフォルトを基本として総合的に対策をした上で、具体的な手順を定めたクラウドサービスの利用手順を策定するものということで、非常に難しゅうございますが、一言で言いますと、様々なデータの保存を、このコンピューターに入れるのは、いっぱいいっぱいになってしまいます。学校にあるので、もういっぱいいっぱいになりますので、民間が運営をしている、本当に大きなところに保存をして、そこから引っ張り出しながら、やっていくというところをクラウドというふうに表現をしておりまして、頭の上に雲がございますがその雲の上にいろいろと情報を載せて、雲から引っ張り出すという点でのクラウドという、それが日常的に行われるというのがクラウドバイデフォルトという表現です。

今後、グーグルという、世界的に大きな会社がありますが、グーグルのクラウドを今後利用するということで計画をしておりまして、これを利用するためにはそのクラウドサービスの利用の手順の策定をしなきゃならないということになっておりますので、追記をしております。

それでは、続きまして、6ページをお開きください。

これは、用語の解説になるんですけども、解説としてもですね、グーグルクラウド教育用というのがグーグルLLCのクラウドサービスで教育機関として認証を受けた長与町教育委員会専用のクラウドというふうにありますが、一部を利用するですね、そこの部分のところを、クラウドの教育用というふうに考えてそこに定義をしております。

続いてですね、6ページの(2)番ですけども、CISOをですね、直属の統括教育セキュリティー責任者を教育長というふうにいたしました。

これは、運営運用を円滑に行い、しかも責任者を明確にするという点で、 教育委員会として運用がしやすいようにということで、教育長をここに充て たいと考えております。

続きまして、15ページになります。

外部クラウド、グーグルクラウド教育用の管理というところに書いている のを読みます。

教育委員会が認めた外部クラウドはグーグルLLCから認証を受けた Google for Education のサービスであり、教職員に付与する専用アカウント を利用する、個人アカウンターにグーグルクラウドサービスを使用することができない。

教育情報セキュリティー管理者は学校でのグーグルクラウド管理者を定め、 教職員の転出入等のアカウント管理やクラウド内の情報資産の使用方法等が 長与町教育情報セキュリティーポリシーを遵守しているか定期的に確認しな ければならない。

教職員の異動があった場合は、学校のグーグルクラウド管理者が速やかに アカウント削除、又は追加を行う。

この点も非常に難しいんですが、どういうことかというとですね、教職員とか児童、生徒で、この中にいる者だけが使えるというふうなことにして、ここから卒業したり、あるいは転出した者については、そこを使えないということで、誰もがそこに進入できるようにすると、そこに上がるのは、その年度の子供たちの教育情報とかが上がっていきます。個人情報に当たるものも上がりますので、そういったものが勝手に利用されないというふうに教育用としてしっかりと固めていきたいので、外部からいろんな人が進入できないように、利用できるようにしないというところで考えているところです。

例えば、この中に、学級通信とか上げたいというふうに思っています。学校だよりとかですね、そこで学級通信に○○君がとか、○○さんがこんないいことやりましたよっていうことをですね紹介をしているところで、外部の人が、そういうことを見れて、悪用されると困ってしまいますので、いわゆるその長与町の中の教育用の資産として、そういうことがそこに限定されるとかっていうことでセキュリティーとしてくくりたいというところで、他の方々が出たら利用できなくなるというふうなことの管理をしっかりしたいというふうなところです。

そして外部からグーグルクラウド教育用に接続する端末なんですが、教職 員はグーグルクラウド教育用に接続する端末について以下のとおり使用しな ければならないということで、ここにその使い方についてですね、記載をし、 追加しているところです。

これもセキュリティーを守るためというふうなところですね、細かい記述をしております。

38ページ39ページですね、ここが最後だったと思います。

ここにクラウドサービスの利用というのを追記いたしました。

これも先程申し上げましたそのグーグルというところですね、利用するために、まず1点目が教育システムにおけるクラウドサービスの定義をしたり、あるいはクラウドサービスの利用における対策等ですね、ここのところに、入れておりまして、これによってですね、セキュリティーを強くしたいというふうに考えているところです。このためにこれを入れております。

なお、その後の番号に帯がつけてあるのは、これらを入れたためにですね、

ずれたところ、数字を変えているところがそこに入っているところでございます。以上内容の御説明をさせていただきました。

○勝本教育長

何か質疑等ございませんか。

○廣田委員

ご丁寧に説明していただいたんですが、先生がおっしゃったような事の一つ一つがきちんと自分の中で理解できていない部分があるので、ちょっとピント外れなことを申し上げるかもしれないんですが、現在働き方改革がこの頃かなりこう厳しい状況になっていると思うんですが、このシステムで行うことによって、何かこう子供達とか先生方とかが少し今よりも、楽になるという言葉を使っていいかどうかわからないんですが、そういうふうな何かこう変わってくるっていうメリットっていうのがあったら教えてください。

○金﨑理事

まず、次年度配付をした時点で、このようなことをやりたいというふうに 考えていることについてお話をいたしますと、学校にはプリントがございま す。

例えば先程申し上げました学校だよりとか学級通信であるとか、あるいは保健だよりであるとか、こういったものを書き上げて、そしてそれをプリントして、それを配布するっていうのは、それだけで少し時間がかかるものかなと思います。

これを、来年度はデータで、これを、それぞれの端末に送ろうと思っております。

その端末を持って帰ってみると、その中で見れるということなので、印刷ということの先生たちの手間が省けるという事、配付の手間が省ける、ボタン1つで、ボタン2つか3つぐらいで、全部配付ができますので、そういった点ではいいかなというふうに思ってます。

また、家に持ち帰ったときに、子供たちが、かばんの中から、そのプリントを探し出してこれっていうふうにする子もいるか、もちろんきちんと持って帰ってこれっていうふうに出す子もあるかもしれませんけども、そういったことも、開いて、その部分をクリックすると見れるような状況にしたいというふうに思ってますので、子供たちにとっても少し整理がつくかなっていうふうに思ってます。

御家庭のことから考えるとそういった、もらったプリントは、例えば冷蔵庫に貼ってずっとこれが積み重なっていったり、丁寧なところはですねファイルされたりといろんなところがありますけど、そのファイリングについても中に入っていれば、その必要がなくなってくることになってくるかという

ふうに思っていますが、そういうのもあります。

入れた瞬間から整理整頓もできてくるという点では見やすい、あるいは引き出しやすいというふうな内容があるかなというふうに思っています。プリントはそれです。

ドリルについて言うと、ドリルがたくさん、無償でしかも安全なドリルが 今回購入をしたiPadはアップル社が提供を無料でしております。

こういったドリルについても、今まで年度始めに購入をさせるということがありましたけど、そういったものも、もうなくなってくるかなと思っています。

ながよ検定、長与町独自の検定をしていますけど、テキストがあるんですけども、小学校の3年生以上で、このテキストをなくしまして来年度から、これを全部タブレットの中に全部入れてタブレットを開いて、勉強するというふうなことで、そこのところも随分こう省力化するかなというふうに思ってます。

ただ、タブレットでできることについては、そして整理がつくことについてはそういうことをやっていきたいというふうに思いますし、ゆくゆくはいろんなことで、いろんな確認だとかっていうことも想定しながらやっていきたいと思いますが、今おっしゃられるように、働き方改革も含めて、そして子供たちの学習が進みながら改革が進むようなことで、やっていきたいと思うんです。

このことによってすべてが乗っかっていって全部きつくなるっていうのは、 そういう方向性は持っておりません。

以上でございます。

○勝本教育長

はい、ほかございませんか。

○仁田委員

廣田委員さんのメリットについての御質問のお答えはよくわかったんですけれども、想定されるデメリットみたいなものは、どのように考えてらっしゃるのか教えてください。

○金﨑理事

はい、様々にございます。

一般的に学校では生徒指導というふうになるところでのくくりになるようなことで、もう少し分析的に話をしますと、例えば肖像権を侵害するような事例が出てくるかなと思います。

どういうことかと申し上げますとカメラ機能がついています。カメラでいるんなものを簡単に撮影することができます。

写真を撮ってほしくない子どもの写真を撮って、それを見て喜ぶとかっていうふうな、喜ぶというか、それを、何らか良い方ではなくて、悪い方の気持ちで写真を撮影するということがあるかもしれません。

そういった点ではですね、スマートフォンであるとかタブレットであるとかそういった形で、デジタルの機械が悪用されている事例というのは、新聞や報道等でたくさん出ていますので、そんな点からすると、いわゆる生徒指導されるようなところの肖像権だとか、そういったものの侵害が、カメラでのいたずらっていうのはたくさん出てくるかなというふうに思っています。

2つ目はですね、このタブレットについてはもう極力、そこの中の機械的な内容についてされないようにというふうなことで今ずっと準備を進めてはおるんですが、機械でありますためにそこの内容に進むことができるような者がいて、改変できるような者がいて、例えば、Wi-Fiで利用をして、それでゲームをするための道具にしてしまうというふうなことも、もしかしたらあるかもしれないなというふうに思ってます。

もちろんそのために、毎日、プリントはそこの中に渡して、そしてご家庭 の人に見ていただくというふうなことによって、人の目で確認ができるよう にしたいというふうに思っています。

おかしいものが入っていれば、その人が、気づくはずだし学校でも気づけるっていうふうに思いますので、そういったところでですね、学習以外の目的で使うというふうなところですね。学習から考えると、学習とは相反するような使い方をすることはデメリットとして考えられるなと思います。

また、やっぱり物理的なものですので、それを、落としたり、あるいは壊したりということが、恐らく意図的にということは少ないと思いますが、無意識のうちにそれが壊れたときにその保障をどうするかというふうなことをじっくり話し合わなければならないという機会が、もしかしたらこれから出てくるかもしれません。

想定されるのは数多くデメリットはございます。

ただ、これについてはですね、それを心配して渡さないということは、今の制度上はありませんし、使うということが決まったんであれば、メリットの方に向けるようには指導をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仁田委員

はい、ありがとうございました。

児童、生徒が使い方、使いこなすという意味ではとても、大事なことです し、これからの世の中、すばらしいことだと思います。

それに向けて、先生方がとても苦心されて御苦労なさっているのも本当に

想像に難くないですけれども、それを教職員の先生が、あと児童生徒の間のこと、そしてそれを各家庭の保護者の皆さんがどのように受けとめて、上手に利用していくかっていうのが満遍なく、均等に受けとめてくださることを望むばかりなんですけれども、ちょっと時間がかかるのかなって想像してしまいます。でも本当に頑張ってください。

ありがとうございます。

○勝本教育長

はい、他はございませんか。ないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○勝本教育長

はい、承認と認めます。

これで議事を終わりたいと思います。

続きまして、事務局の方に戻します。

○山本次長

はい、それでは、次第6のその他に移りたいと思います。

その他では特段ございませんけども、委員さんの方から何かございました ら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、これをもちまして、第2回定例教育委員会を閉会いたします。 どうもお疲れさまでした。